

動物たちはそれぞれが、たったひとつの「いのち」です。

動物虐待の定義をより明らかにし、それに応じた罰則規定を設けてください。

これ以上不幸な子達を増やさないために・・・

浅田美代子 渡辺真子 細川敦史

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正を求める署名

内閣総理大臣殿

環境大臣殿

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟殿

次回動物愛護法改正に向けた要望項目

1. 犬猫の繁殖業について免許制の導入を！【取扱業】

- ・繁殖年齢、繁殖回数、ケージなどの設備の数値規制
- ・業者の定年制、管理者1人あたりの頭数制限
- ・幼齢（生後56日以内）動物の親からの引き離し禁止

2. 動物虐待・ネグレクト事案をはじめ不適切飼育について動物保護制度を！【所有者全般】

- ・動物を緊急に保護する命令の制度化
- ・虐待事案で有罪判決を受けた者に対し、動物の所有を一定期間禁止する
- ・反則行為を繰り返す（例えば3回）飼い主の飼養権停止

3. 不適切飼育の監督について民間の活用・行政との連携を！（日本版アニマルポリス）【所有者全般】

- ・警察と動物行政の連携（41条の4）について具体的なガイドラインの作成
- ・獣医師による通報（41条の2）を義務化するとともに、通報すべき事項について具体的なガイドラインの作成
- ・狂犬病予防法違反（畜犬登録や予防注射）の摘発強化のため関連自治体（関連部署）との連携
- ・駐車違反の取り締まりと同様に、民間の「監視員」の導入

4. 緊急災害時のペット同伴避難の推進を！【所有者全般】

- ・法律に災害時のペット同伴が飼い主の義務であることを明記する
- ・地域防災計画にペット同伴に関する事項を定めることを義務づける（附帯決議10項）
- ・自治会や町会で、ペット同伴避難訓練を定期的を実施させる

	氏名	住所（必ず都道府県名から番地までお書きください。）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

署名用紙郵送先：〒150-8681 渋谷区郵便局留 オフィスアサダ 宛

※署名は必ず自筆の原本を郵送にてお送りください。コピー・FAXは無効になります。

※署名は「ネット署名」または「署名用紙」のどちらか一方をお願いします。重複を確認した場合は一通としてカウントします。